

平成26年度 第1回高山市教育委員会定例会議事録

1. 日 時 平成26年4月23日(水) 午後2時から
2. 場 所 201会議室
3. 出席者 委 員 打江委員長、北村委員、針山委員、岡田委員、中村教育長  
事務局 井口事務局長、田中教育総務課長、谷口学校教育課長、浦谷文化財課長、森下学校給食センター所長、学校教育課谷本、学校教育課脇田、学校教育課太江、教育総務課石原  
説明員 東田スポーツ推進課長、川田市民活動推進課長
4. 署名者 岡田委員

午後2時開会

- 打江委員長 本日の委員会は、出席委員5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。ただ今より、平成26年度第1回高山市教育委員会定例会を開会いたします。
- 打江委員長 会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、「岡田委員」を指名いたします。
- 打江委員長 前回定例会の承認を行います。  
前回定例会の会議録について「北村委員」お願いいたします。
- 北村委員 前回の定例会会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調整されておりましたので、署名しましたことをご報告いたします。
- 打江委員長 ありがとうございました。  
それでは、前回定例会の会議録についてご承認いただけますでしょうか。
- (異議なし)
- 打江委員長 前回の会議録は、調製のとおり承認されました。
- 打江委員長 次に議事に入る前に、平成26年4月1日付人事異動に伴い、事務局及び市民活動部職員に変更がありましたので、事務局よりあいさつをお願いいたします。

(教育委員会事務局及び市民活動部 あいさつ)

○打江委員長 次に、中村教育長から報告がございます。

(教育長報告)

○打江委員長 次に、日程第1、議第1号「平成26年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第13条第6項ただし書の規定により、公開しないこととしたいと思います。

○打江委員長 それでは、ただ今お諮りしました議第1号は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は、公開しないことに決しました。

○打江委員長 それでは、改めまして日程第1、議第1号「平成26年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長 <資料に基づき説明>非公開

○打江委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑等ございませんか。

(非公開)

○打江委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○打江委員長 それでは、ただ今議題となっております議第1号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号について、事務局説明のとおり決しました。

○打江委員長 次に、日程第2、報告1「いじめ・不登校問題の対応について」を議題といたしますが、当議題については内容に個人に関する情報がありますので、法

律第13条第6項但し書きの規定により報告内容について公開しないこと  
と思います。それでは、ただ今おはかりしました報告1について一部公開し  
ないことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○打江委員長      それでは異議もないようですので、一部公開しないということで決しました。  
改めまして日程第2、報告1「いじめ・不登校問題の対応について」を事務  
局より報告お願いします。

○学校教育課谷本      <資料に基づき説明>非公開

○学校教育課脇田      <資料に基づき説明>非公開

○打江委員長      事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございますか。

○針山委員      新しい体制になりまして、前の課長の意向をお二人ともよく引き継いでいた  
だいていて、大変うれしく長いレクチャーを聞かせていただきました。いじ  
めの問題についてですが、いじめ宣言などずっと前から学校ではやっていると  
思いますが、私は機会があるたびに話すのですが、周りのいじめを見ている  
子どもたちが、良くないぞ、という働きかけをすることがものすごく重要  
だと思います。先ほどいじめは、発見すればするほど未然防止ができるとい  
う話でした。周りの生徒が無関心にならず、そういうことがあったら止めよ  
うよ、というようなことを機会あるごとに子どもたちに話したり、卒業式で  
話す機会があったら、いじめという言葉は使わなくても、悩んでいる子がいた  
らそんなこと止めるように言えるように、周りが無関心でなくて、それ  
に対して向かっていくのが君たちの一番大事なことだよと思っています。確  
かにいじめはよくないし、少なくしていかなければいけません、そういう働  
きかけ、勇気ある行動をしようよというようなことが必要でないかと思いま  
した。それともう一つは、いじめは発見されることが非常にいいことでは  
ありますが、しかしどこかには出尽くした、という線があると思うので、先ほど  
いじめのアンケートを取られるということがありましたが、そのアンケート  
は子どもに取るのか、どんな形で取るのか分かったら教えてください。

○学校教育課谷本      いじめのアンケートについては、学校の実態や、今独自に行っているところ  
を、有効に活用してということで、教育委員会で学校にいじめのアンケ  
ートを取るわけではありません。実際に私は月1回取っていました。その前  
の年までは、1学期に1回、2学期に1回でした。そういった意味で今学校を  
調べますと、アンケートを取るということが多いものですから、それを今後

も続けてください。という意味で書かせていただきました。

○針山委員 それは子どもに対して取っているのですか。また記名式ですか、無記名ですか。

○学校教育課谷本 子どもに対してです。記名式の学校と、無記名式の学校があります。

○針山委員 一つの意見ですが、記名式にすると出しにくい部分があり、本音と言えない部分があります。無記名で子どもたちが書いた件数と、把握している件数の頂点がリミットで、それより増えたら、増えて良くないということですね。今心配なのは、いじめの件数が増えて、出てくることは未然防止につながる。確かにいいことですが、どこかで、増えているのか減っているのかということや、これ以上増えたらまずいということなども気にしながら、これからも取り組んでいっていただきたいと思います。それは、不登校についてもつながることだと思います。

○打江委員長 アンケートに関して、全学校で月1回行っているんですか。

○学校教育課谷本 全部調査をかけたわけではありませんが、アンケートを取っている学校が多いということで、一つの未然防止の方法として紹介したりしているところ です。

○針山委員 今まで出てきているいじめの件数というのは、アンケート結果でなくて、各学校から教育委員会に報告があった数ということですか。

○学校教育課谷本 そうです。

○針山委員 そうでしたら、私が先ほど申し上げたような各学校で無記名の集計等を取られると頂点、上の線が参考になるのではないかと思いますので、担当者として厄介かもしれませんが、頑張ってもらいたいと思います。

○谷口学校教育課長 ただ今のご意見を参考にしながら、校長会等でアンケートの取り方についても考えていきたいともいますが、統一した調査については、問題行動調査ということで、今集計が終わりまして、これから分析に入るところです。詳細が分かったところでのお知らせということになります。各学校においては、無記名のものをやっているところもありますし、記名式で保護者にも取る学校もあり、各学校で感度を上げるための工夫はそれぞれされています。より発見につながるような方法をそれぞれの学校で、実態に合わせながら行うことを前提とし、よりいい方法を紹介しながら教育委員会としても例示し

ていきたいと思います。

- 打江委員長 いじめの件に関しても、私は病気と一緒に予防するところ、体と一緒に予防する土台づくりと、出てきたらもぐらたたきのようにたたくという対処療法、原因療法と対処療法を2つ同時に進行させないと駄目だと思います。先ほど学力向上の話も出ましたが、子ども達が自分を高めないとそういうことは分からないと思います。学力だけでなく、人格を高めていかないと良いことと悪いことの判断基準が分からないと思います。先ほどの、コメントを書くということは、考えることなので、是非機会があったらやってほしいなということと、もう一つは、全部が全部障がいということではないとは思いますが、社会的にそういうことが多いということと、以前は私も学校に行かなくてもこういう生き方もあるかなと思っていましたが、学校に行かないと、その子の社会性が遅れていくと思います。限定された人間関係の中で生きていくと、その子の社会に出た時の人間関係は、学校に行かなくなってから人との関わりが止まってしまうと思うので、是非社会に出た時の人間関係や、仲間作りとか、人づきあいとか、そういうものを築いていかななくてはいけないので、学校へ少しでも行って、人の中で勉強したり、生活したりすることはとても大事なことだと思います。もしかしたら個性と障がいは紙一重みたいなものだと思うので、理解して活かしてあげることが大事なかなと思います。大人になっても、高山の就職ガイダンスに行くと、超一流大学の大学院まで出た人が職についていない状況が分かり、そんな能力を持っていながら発揮できなく、日本の財産だと思うので惜しいと思いました。その人なりの能力を活かせる社会というのがとても大事だと思いますし、また違う方面で生きていけることも考えるといいかなと思いました。質問ですが、1年生で気になる子というのは保育園等から上がってくるようですが、2年生、3年生ではどう対応されていますか。

- 学校教育課脇田 前の担任がその都度引き継いでいきます。その子に応じた支援計画なり、支援の方向を考えてやっていくということです。

- 打江委員長 どのように保護者と話し合っただけで医療機関や専門機関に関わっていくようにされていますか。

- 学校教育課脇田 就学相談をしたり、特別支援コーディネーターが間に入って保護者に説明をしたり、その子に合った適切な場所については相談しますし、通常学級であれば通常学級の中でどういう支援が必要かということも一緒になって考えています。

- 北村委員 弱いものをいじめるなという意味の事を取り上げている所がいくつもあるよ

うで、もっと言えばもっと昔から人が集まればいじめという現象は当然あって、それがなくなれば勿論そんな良いことはないけれども、まずあるものだという前提で、それをいかにして認知して未然に防止していくかという、認知度を高めるとか、アンテナを高くというような言葉で先程述べていただきましたけれども、正にそのとおりで、私達にはわからない子どもの世界の中に、子どもたちなりの上下関係とか力の強弱というものが自然発生的に出てくるもので、それを間違った方向に行かないようにするという事で、先生方の立つ位置が俯瞰的に見たり、子どもと同じ目線で見たり、時にはもっと下から見たり、先生がたは大変だと思うけれども、その辺りのアンテナの張り巡らし方というのが、非常に認知度にもかかるし、未然予防の大事なポイントになるのではないかと思います。子どもに対して、先ほど主流の生徒を守り育て増やしていくという話がありました。私は全くその通りだと思いますが、現実的に今の市内の中学校でもびっくりするような子がいますが、その子に対して周りの子がどう関わっているのか、先生がどういう対応をしているのかというと、少し弱いというか、昔なら色々強い指導もあったと思いますが、今はそうではない部分もあると思います。僕がいけないと思うのは、先ほど針山委員もおっしゃいましたが、子どもが関わろうとしない、無関心でおってもいいというようなところがもう少し突っ込んでいきたいと思うところで、例えば生徒としては、そういう不適応生徒というか不良行為をする生徒に対してはトラブルを避けたいという気持ちは正直なところあるかもしれないが、そこを学級なり、生徒会なりの力で関わっていくという辺りの関わり方を期待したいと思います。

○中村教育長 今委員長や各委員さんが意見などおっしゃいましたが、これを教育委員会の学校教育課がこう考えましたというだけのものにしないで、文字通り教育委員会としてこう考えて、是非推進しましょうという形で学校におりないと駄目な話で、それをいかにおろすか、浸透させていくか、ということに力を注ぎ、心を砕いていくというように捉えてほしいと思います。ここで発表することが主でないし、発表してもらうことは有難いことですが、それ以上にやるべきことはそちらの方に向かってアクションすることなのでよろしく願いします。

○打江委員長 質疑もつきたようですので以上で質疑を終結いたします。

○打江委員長 次に日程第3議第2号「岐阜県教科用図書飛騨地区選択協議会の設置等について」を議題といたしますが、当議題につきましては、高山市情報公開条例第6条第4項に該当するものとして、本年8月31日まで非公開とすることが適当と思われますので法律第13条第6項但し書きの規定により、本年8月31日まで公開しないことと思います。それではただ今おはかりいたしま

した議第2号は本年8月31日まで公開しないことにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長      ご異議なしと認めます。よって議第2号は本年8月31日まで公開しないことに決しました。それでは改めまして、日程第3議第2号「岐阜県教科用図書飛騨地区選択協議会の設置等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○谷口学校教育課長      <資料に基づき説明>非公開

○打江委員長      事務局の説明は終わりましたが、ご質疑等がございますか。

(非公開)

○打江委員長      ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○打江委員長      それでは、ただ今議題となっております議第2号について、事務局説明のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長      ご異議なしと認めます。よって、議第2号について、事務局説明のとおり決しました。

○打江委員長      次に、日程第4、議第3号「高山市教育委員会点検評価委員の委嘱について」を事務局より説明願います。

○田中教育総務課長      <資料に基づき説明>

○打江委員長      事務局の説明は終わりました。ご質疑等がございますか。

○打江委員長      今回は委員の選出ということですか。

○田中教育総務課長      その通りです。

○北村委員      前のことで記憶がはっきりとはしていないんですが、十六銀行の支店長さんのことで、検討した方がいいのではないかという話があったかと思うのですが、どうだったですか。

○教育総務課石原 24年度の第3回の定例会の時に委員の委嘱を議題としておりまして、金融機関の方が委員となることに必然性があるのでしょうかというご意見が出ております。事務局の回答としては、財政面、コスト面でチェックをしていただくために、財政・金融面に精通している金融機関の代表の方に委員をお願いしている、という答弁をさせていただいております。

○針山委員 北村委員の意見に付け加えると、十六銀行さんの支店長さんはよその方が多いと思います。この方の人間性がどうというわけではないのですが、代わられたから代わるというのはどうなのでしょう。金融関係の有識者を入れるということに反対しているわけではないのですが。

○田中教育総務課長 今回委嘱させていただく方のお人柄や教育関係について識見が高いかというようなことにつきましては、私どももお察しのおり団体の推薦をいただきながら実施しておりまして、本来のお人柄、例えば経歴等をすべて詳細に把握しているわけではございませんが、高山市の金融協会の代表であったり、前任の支店長もそうであったように、この職に就かれる識見の高さというのは、他と比べても引けをとらないと思っております、そういう意味で引き続きこの立場にある方々をお願いしたいというように考えている次第です。

○針山委員 今回の方は高山市の金融協会の代表者ということでしょうか。

○井口教育委員会事務局長 歴代の十六銀行の支店長さんがそういった要職をされているというように認識していますし、先ほどの話に付け加えさせていただきますと、現支店長さんとお話しさせていただいたんですが、歴代の支店長さんがそれぞれ引き継ぎをされる際に、地元の金融機関の支店長としてこういう大切な仕事を引き継いできているという「意気」も合わせて引き継いできているという現状もございます。もちろん人格的にも素晴らしい方だと思いますけれども、そのような地元の金融機関の支店長という代表する立場であるとのご自覚も持ってご理解いただいていると考えております。

○針山委員 我々が心配したように当て職というわけではなくて、教育のことに関心・興味があるような方をなるべく選考するべきだと考えたので、面識の有無などを聞いたのですが、間違いがなければそれでいいと思います。

○北村委員 私は予算的な事などについて数字に明るい方が加わっていることは意味のあることだと思いますし、点検評価するための方なので、第三者的機動的な部分が必要で、そういう意味では必ずしも高山の人という必要性はないかもし

れないということは今聞いていて思いましたので、特に異議があるわけでは  
ございません。

○打江委員長　ご質疑等も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。そ  
れでは、ただ今議題となっております議第3号について、事務局説明のとおり決  
するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第3号について、事務局説明のとおり決  
しました。

○打江委員長　次に、日程第5、議第4号「高山市教育振興会議の委員の委嘱について」を  
事務局より報告願います。

○田中教育総務課長　＜資料に基づき説明＞

○打江委員長　事務局の説明は終わりました。ご質疑等はありませんか。

○打江委員長　P T Aの会長は代わられるようですが、委員は代わらなくていいんでしょ  
うか。

○田中教育総務課長　任期の全うの仕方の考え方だと思うんですが、25年4月1日から2年  
間の委員の委嘱をしております。例えば前P T A会長さんのように会長職は  
代わられますが、2か年の責任をご本人が負われるということと、P T A連  
合会の中でも顧問としての職は残りますので、そういう意味では引き続きP  
T A連合会の地域・家庭の代表としての識見がございますので、そのままと  
しております。

○打江委員長　ご質疑等も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。そ  
れでは、ただ今議題となっております議第4号について、事務局説明のとおり決  
するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第4号について、事務局説明のとおり決  
しました。

○打江委員長　次に、日程第6、議第5号「高山市社会教育委員の委嘱について」を事務局

より説明願います。

○川田市民活動推進課長 <資料に基づき説明>

○打江委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○針山委員 委嘱の名簿に関してはいいと思うんですが、社会教育委員の仕事というのは、どういうことが一番重要なことなんでしょうか。

○川田市民活動推進課長 社会教育に関する諸計画を立案すること、定時又は臨時に会議を開きまして教育委員会の諮問に応じてこれに対して意見を述べること、更に今申し上げた2つの職務に対応するために必要な調査研究をおこなうこと、教育委員会の会議に出席して社会教育に関して意見を述べるができるということもあります。最後に教育委員会からの委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項については、社会教育団体、社会教育指導者、その他関係者に対して助言と指導を与えることができる。以上が社会教育委員の職務として定められています。

○針山委員 色々定められていまして、今なぜこれを聞いたかということ、今期大事な今始まっている協働のまちづくりについて、この方々のレポートを見せていただいたんですけども、この社会教育委員を我々が指名し、諮問していくということとなっていて、前の会議の時に一緒に意見交換をする場がありましたが、私としては何かどういう立場でどう意見交換するかが分かりませんでした。事務局からしっかり説明を聞かなかったのが責任だったかもしれませんが、今は協働のまちづくりという重要な役目が確かにあって、今後も各校区でどんどんモデル地区でやりながらすすんでいると思うんですが、それをすすめていく大事なところで、我々がこのメンバーを審議して認めるわけだと思いますが、その辺りの自覚が私にはありません。この教育委員会で社会教育委員の使命をお聞きしましたので、そちらでこういうことを考えてくださいといったこともできるわけですね。逆に協働のまちづくりについては2回ほどしかやっていませんけれども、出ると教育委員会はどうだとか言われるんですが、我々が任命・諮問したのならば、理解や接する機会が少ないので、そこを深めていかないと、素直な感じとして「あれっ」といった感じがします。今聞かせていただいたので、ここでもこの方を選ぶのはどうだというような意見を言う責任があると感じたところです。メインの仕事は協働のまちづくりなんでしょうか。会合はそんなにたくさんではないんでしょうか。

○川田市民活動推進課長 3年間にわたりご議論いただきまして、協働のまちづくりの根幹と

なる考え方ですとか、大きな仕組みというものにつきまして一応の結論を得ました。それを踏まえて市としては、各地区に対しまして色々な取り組みをしておるところです。これからにつきましては、議論の継続というよりは一つの区切りができたということで、今後は地域で実際にどのように動いているかということをつぶさに報告しながら、随時意見をいただきたいというようなことで、協働のまちづくりとは何ぞやとか、どう進めていくべきというようなことの議論は一応一区切りとして、これからは取り組み状況をしっかりと注視していただきながら、皆様それぞれも地域に入っていてしっかりと取り組みをすすめていただきたい、ということをお願いしたいと思っているところでございます。

○針山委員

よくわかるんですが、委員を委嘱するのも我々であって、委員さん方に何かをお願いするのも我々という形になってきますと、各地域などに行った時に、私たち教育委員にあなた方が任命した社会教育委員がこのような提言書を作ってきて、市の方では市民活動部が動いているが、どうなんだ。というようなことを聞かれた時に、もう少し把握をしておかないと、例えば提言書も事務局も見てないようですが、それは少し筋が違うと思います。本来我々が協働のまちづくりをもっともっと学校も入れてやっていきたいので、協働のまちづくりの校下の委員の皆さん子ども達のこと頼むよ、というようなことができていません。地域の人に聞かれた通り教育委員会が任命するということです。その辺りが私の勉強不足かわかりませんが、本来は私の言ったような事でなかろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○川田市民活動推進課長 ありがとうございます。大変重要な案件でございますのでその関係性から考えましても、もう少し情報を共有していただいたり、ご議論いただくこともいただくことも必要かと思っています。事務局とも相談をしながらどういった場をどうしていくかということこれから検討させていただきますと思います。

○針山委員

是非検討というか、それが正しい道であるんでないかと思うので、だからだめだと言っているわけではないですが、地域には子どもがいて、そこには学校があって、その子ども達を地域のみんなで生涯学習とかお年寄りも全部入れて守っていくわけであって、我々の役目はもちろん学校のこともありますが、生涯学習や、スポーツ振興などもあって、教育委員会制度が変わるとそんなに責任を取らなくてもいいのかもしれませんが、今のところはそこまで責任があるので、そのような自覚をしておかないといけないと思いますし、飾りだけの教育委員と言われたくはありませんので。地域では色々なことを言う人がいたり、いいことを言う人がいたりするわけで、そこを心配して我々の教育委員としての責任としても、子どもも学校も地域で育てるので、

一緒になって予算がついたら、子ども達のために予算をくださいということも各地域でやって、そのこのヘッドという認識なので、そのあたりをもう少しやっておいていただかないと認識不足で、なかなかマニュアルなどはないので、局長にもお願いしたいと思います。

○井口教育委員会事務局長 針山委員さんがおっしゃられたことはごもっともでございます、市民活動部と連携を取りながら改善してまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○針山委員 是非お願いします。

○中村教育長 針山委員がおっしゃっていただいたので私も話やすくなったのですが、耳障りなことを言いますが聞いておいてください。元をたどれば平成20年4月1日からこの仕組みになって動いていることですが、法体系の中では教育委員会において社会教育委員を任命するというスタイルは変わっていません。2回ほどあった、教育委員と社会教育委員の語る会もあって、ある委員さんがおっしゃったとおり、私たちは教育委員会の諮問を受けて動いているということは、良いことを言ってくださったと思っているんですけど、事務局はお互いそう思っていなかったというのが実際だと思います。市長部局の方へ委任、移管で持っていったけれども、そうなのではないよと言うことを本当の意味で両方の事務局がそういう認識は持たなかったままにきています。私は20年の9月18日からこの仕事をさせていただいているんですけども、そこを私が言ってしまうと自己矛盾も起こすし、せっかく苦労されて移行して、実質的な協働でもって何とかしていけばいいという思いですすめてきましたが、前回の社会教育委員の皆さんと話した時のある社会教育委員さんの発言には少し腹が立ちました。あなた方がそう言うなら、自分たちはこういうことをやっているんだが教育委員会に聞いてほしい、となぜ言ってこないのか、事務局を通じて言わせてほしい、とどうして言わないのかと本当は思いました。個人的なおつきあいから言うと、言っていることは分かるけど、そちらもやってほしいということなので、それ以上は申しませんが、今の指摘は本当に大事なことで、ここでお願いしたかったのはモデル地区でスタートした一之宮地区と花里地区の協働のまちづくりの仕組みから、こんな構想でこう動いているということは、申し訳ないけれども逐一教育委員会に報告してほしいと思っています。その時に、学校が関与していること、協働していることについてはどんな風に動こうとしているのか、考えられているのかを聞かせてもらいたい。場合によったら出させてもらわなければいけないと思っています。教育委員として、私は教育長としてもですが、そうして本当の意味の協働のまちづくり、人づくりをすすめることが出来たと思えます。

○川田市民活動推進課長 今回の取り組みで私どもが一番留意したことは、絶対に行政の押し付けにならないことです。今回こそ、自分のまちは自分で作っていく思いに気づいていただいて、動いていただかなければ、絶対に長続きしないという思いが根底にありまして、今までも地域の方からは早く形を示せ、早くルールを示せと言われてきましたが、ずっところえてとにかく皆様の気づきがいただけるよう働きかけをしてまいりました。今でもそういう取り組みはすすめてまして、少しずつ各地域も反応していただけて自分たちで何とかしていかなくはないという意識が生まれつつある状況かと思っております。一番大事なことは、我々が「こうなさい」ということではなく、皆さんが「こうしたい」ということをどう支援、サポートできるかということで、その辺りのことをしっかり意識しながらすすめています。このことは社会教育委員さん皆様からのご指摘でもございますし、我々も全庁的にそういう思いですすすめておりますので、そういったことを含めて今後しっかりと報告をさせていただきますと思います。

○中村教育長 川田市民活動推進課長は変わらず今のようにきちっと答えてくださるし、そういう思いでやってくくださることは私も身近なところでよく承知をしていますが、全てがそうではないんですね。やっぱり一部職員にはその考え方を広めていく、持っているとは言い切れない職員もいるのが現実です。ましてや、今の話の中で、自分たちで決めるのだから、自分たちの決めた通りでいいんだろう。という発想の中に、「たち」の中にこちらの人たち抜きの「たち」なんです。この人たちは認知・認識されていないので、勝手にやっているというようになってはだめだと思います。まさしく市民活動推進課の根幹たる市民活動として動いている達を全部俎上に乗せたり、思いを語りこめたり、任意のグループなので私達はいいですよ、というところまで引き出してすすめていく。これをやってもらうように示さないけれど、大事にしようかなと言いつつ続けてもらわないと市民の志が失われたら駄目になるということです。是非お願いをしたいということです。

○針山委員 教育委員会というところは、予算をとることが下手なので、校下に使おうと思ってもなかなか取りにくい。私は事務局にも前の課長さんにもお互いにこうしたらソフトの部分に予算を取るために我々を動かしてくださいということを行っているんですが、たまたま協働のまちづくりの中で小学校区で予算が何千万もつくわけなので、そこで活動費には何百万円か使えるわけですよ。それを教育委員としては黙っていると数が多いお年寄りに取られてしまうので、学校と組んだり、組まなくてもいいが、子ども達に5分の1くらい付けてやってほしいとか、色々な地区で話をしながら活動を考えていくようにしたいと思っています。教育長も今までの思いを言われたんですが、あと

は技術的には教育長にも市民活動部長にも言ったと思いますが、教育委員会の方では中学校区を基盤とした子ども教育参画会議、協働のまちづくりは小学校区でやっている、これをドッキングするためのコンセンサスを教育委員会ととっていかないと僕らにも責任がある訳で、同じ方向なのに、というような部分がせつかく予算が付くので、うまいこと合理的に子ども達のためになるような使い方、学校のためになるようなことをやってほしいなということは思います。今はまだ絵に描いた餅でどうなるかは分かりませんが、各地区ごとのやり方でいいというのも心配な面はあって、その辺り汲んでいただいて、今の教育委員制度では市民活動部もスポーツ振興、生涯学習、文化財、教育の全体をみる役目ということなのでいらない口出しをするんですけども、新しい制度になって任務が外れればこんなことは言いませんが、そんなことを思って、市長部局に行ったことも予算が取れるので、ある意味ではいいことだと思っています。おかしかったのは、協働のまちづくりの資料が全然入ってこなかったことがおかしかったのではないかということは申し上げたいと思います。

○中村教育長 小学校区、中学校区の話では、全国では先行している所があって、豊田市は中学校区でこういった協働のまちづくりの仕組みをやっています。小学校区でやっている所もあるけれども、中学校区がやりにくいということは少し違うと思います。まして、人口減少社会に突入していく時の小学校区というのは小さく固まる以外はないんですよ。これは前も言いましたが、そこは一度今スタートをきったばかりで、もう変えるのかとは言えないけれども、より広く、今は小学校区でスタートするけれどもお互いの中で中学校区やもっと大きな仕組みになっていくことも必ず視野に入れてやっていこうねということをお願いしないと僕は駄目だと思います。今のスタートをそこでしたことについては否定もしませんし、今日を限りに駄目やとは絶対に言いませんけれども、方向性の中では常に見続け、言い続け、役所の仕組みの束ねである市民活動推進課さんと、社会教育委員さんと我々と共有してほしいなというところですよ。

○針山委員 今教育長言われたんですが、一概にどちらの区がいいのかは言えないと思います。小学校の方がより身近な地域だとも思います。もうスタートしているので、やっぱり、その辺りを私達も交えて、子ども、学校も交えてやってみましょうよ、ということをおもっています。ただ、例えば西校区は、小学校から中学校区へ3つに分かれていますし、他にもそういう地域があったりするんで、確かにどちらがいいと言えないんですが、どちらにしても、子どもたちを支援したり、一生懸命にやっている理念は一緒だと思いますので、そこに責任がある立場ですので、何とか我々にも情報を欲しいと思います。

○打江委員長　ご質疑等も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。それでは、ただ今議題となっております議第5号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第5号について、事務局説明のとおり決しました。

○打江委員長　次に、日程第7、議第6号「高山市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」を事務局より報告願います。

○浦谷文化財課長　＜資料に基づき説明＞

○打江委員長　説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○打江委員長　上限が750万円ということですが、工事によって違うと思いますが、以前より多くなるのでしょうか、少なくなるのでしょうか。

○浦谷文化財課長　改正前については、特に限度額が決まっておりません。予算の範囲内ということですので、事例的には委員長がおっしゃるように事業がまちまちですので数10万円のものもございしますが、1千万円を超えるようなものも場合によってはございます。それについて、補助の実績につきましては多いもので1千万円を少し超えるようなものが事例が過去にはでております。

○打江委員長　4月からの施行ということですが、3月に申請された人は額が多くなったり、少なくなったりするのでしょうか。

○浦谷文化財課長　実際に1年間にどれだけ申請があるかという、ない年もありましたし、多くても3件程度の状況ですし、予算の確保ということもあるので、前の年度の予算の時期の前くらいに申し出ただいて、私どもで現地を確認したりしてその結果で次年度の予算に反映するというをやっておりますので、今回の改正で影響を受けるような方はございません。

○打江委員長　ご質疑等も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。それでは、ただ今議題となっております議第6号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長      ご異議なしと認めます。よって、議第6号について、事務局説明のとおり決しました。

○打江委員長      次に、日程第8、協議1「高山市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○東田スポーツ推進課長   <資料に基づき説明>

○打江委員長      説明は終わりました。ご質疑等はありませんか。

○打江委員長      質疑もないようですので質疑を終結いたします。ただ今議題となっております協議1について事務局の説明のとおり「意見なし」と決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長      ご異議なしと認めます。よって、協議1について、事務局説明のとおり「意見なし」と決しました。

○打江委員長      次に日程第9、協議2「平成26年度高山市教育委員学校訪問の実施について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長   <資料に基づき説明>

○打江委員長      事務局の説明は終わりました。ご質疑はありませんか。

○打江委員長      基本的には変わっていないということですね。

○谷口学校教育課長   はい。そうです。

○中村教育長      新しい初めての委員さんには学校訪問のイメージがわからないかもしれませんが、4番の訪問時の指導についてご意見を伺いたいと思います。訪問時の資料で校長がA4で一枚、教頭が一枚、主幹教諭が一枚、教務主任が一枚、生徒指導主任一枚つまり5Pにわたって出てきますが、これを全部読めますか。

○針山委員      大変です。

- 中村教育長      なおかつそれでもって説明を聞くんですが、説明も書いてあると話したくなって、縮めると喜ぶのか嫌がるのかわかりませんが、校長は一枚書いた上で、教頭・教務で一枚、主幹教諭と生徒指導で一枚など、あえて分量を少なく絞り込んで書いてほしい。それを説明してほしい。というのはどうでしょうか。学校教育課長には話してなくて今はじめて言うのですが。
- 針山委員      迎える側も大変ですし、資料がたくさんあっても大変、マンモス校ですと、クラスを一つずつ少しずつ回っても本当の意味で見れるのかというこという問題もありまして、今教育長の言われたことに対しては、是非、少なく中身の濃いものにしていただきたいと思います。先ほどの説明の中で、冒頭に教育委員との意見交換といわれましたが、どこの部分でしょうか。
- 谷口学校教育課長      14ページの5番、訪問の日程の中で、これまでは説明のあと授業参観としていましたが、説明の中で詳しく知りたいところや少し疑問に思うところがありましたらここで質問等をお受けするということです。
- 針山委員      分かりました。資料はなるべく少なく、とにかく行って意見交換でも色々な人が話すと時間が無くなってしまって、本当は我々教育委員ももっと話したいんですがこの辺りまでということもあるので、是非重要なことだけやっていただいて、教育長が言われたように合理的に必要なものはカットしていただく方がいいかなと思っておりました。
- 打江委員長      校長の分を大きくして頂いて、組織的に経営の中で教頭はここに関わっている、教務主任はここに関わっている、生徒指導はここに関わっているんですよ、ということもA3でも図式化した方がもしかしたらすっきりするかもとも思いますし、組織的に動いているということも分かるのではないのでしょうか。
- 谷口学校教育課長      今、学校長の気分で聞かせていただいております。先ほどお話いただきましたが、できるだけ仕事を軽減しながらも質の濃いもの、学校の経営の方に力を入れるということで、しかも委員長がおっしゃったように、私も昨日校長研修会の中でそれぞれの一貫性のある経営にいくようにしてほしいという願いを校長には伝えたところなんですが、そういった意味でどういったスタイルが一番いいのかということは若干の検討をしなければいけませんので、学校教育課の中で検討しながら、校長会の意見も聞いた上で、よりスリムで分かりやすく、しかも学校教育に生きるような資料の提案を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。
- 中村教育長      委員長がおっしゃった方法が私は一番いいと思います。事実上校長が教頭や

教務や主幹との間で意思を共有していなければなりませんので。

- 北村委員　　今までの資料の中で大変わかりやすかったと思うのは、校長がA4判で書かれている目指す姿や、教育目標を焦点化して明確であり、そのことについて教頭の立場でこのように考えて、このようにして動いていきたい、教務は教務で校長の思いを全校体制としてこんな風に取り組んでいるというような一貫性があるものが非常にわかりやすかったです。講評も非常にわかりやすく努力してみえて、書かれている内容がそれぞれの授業別々であるけれども向いている方向が一緒ということが感じられるとわかりやすく、短時間での効率的な私たちの理解もしやすい部分もあったということがありました。
- 谷口学校教育課長　今の意見を十分反映するよう検討します。
- 針山委員　　資料の15ページの10番ですけれども、25年度から削減となっていますが何故でしょうか。
- 中村教育長　　25年度からやめているので載せないということです。理由については、そのまとめのために時間をさかなくてはいけないが、私たち教育委員が訪問して願っていることは、そのようなまとめを出してもらって出してもらうことではなくて、実質行って話したり応援してきたことが、ちゃんとなされていくとか改善されることこそ願っているのであって、そのようなことより、まずそこをちゃんとやってほしい、ということだったと思います。もう一つは、あれをまとめようとすると、皆で集まって色々話さなければならぬので、事実上更に時間がとられるということもあります。先ほど北村委員がおっしゃったように校長の意向が一貫しているところはこんなことしなくても当然やっていくので、そちらに力点を入れてやっていこうとするもので、従ってまとめの部分は無し、というのが実際の話です。そのことに対する不都合はなかったと思っていますし、学校現場として大体のところはなくてよかったなと思っています。
- 針山委員　　よく分かりました。ただ、なぜ聞いたかという、学校教育課長さんがみえるので話しますと、我々も行って色々な思いを校長先生、教頭先生などに話しますが、本当にその気持ちが現場に伝わっているかということの方が今言われたように、校長など以外の先生方にこの思いをもっともっと伝えたいと感じています。時間を取るのが難しいということもあるので、余計にそんなことをお聞きしました。
- 中村教育長　　改めて要綱を出していただく際には、より一層強調して、委員会の意思というのを説明や依頼をしてほしいと思います。

○谷口学校教育課長　ここでまとめを作るか作らないかに関わらず、2回目の学校訪問に向けてこういう指導をいただいて、今後このように生かしたいということは、それぞれの学校でやっている事項だと思いますし、今言われたことを要綱に書くか書かないかに関わらず、各学校にはしっかり伝えていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○打江委員長　それでは質疑は以上で終了します。それでは、ただ今議題となっております協議2について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

○打江委員長　ご異議なしと認めます。よって、協議2について、事務局説明のとおり決しました。

○打江委員長　次に、日程第10、協議3「後援名義使用について」を議題といたしますが、当議題につきましては、内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第13条第6項ただし書の規定により、公開しないこととしたいと思います。

○打江委員長　それでは、ただ今お諮りしました協議3は、公開しないこととすることにご異議ございませんか

(異議なし)

○打江委員長　ご異議なしと認めます。よって、協議3は、公開しないことに決しました。それでは、改めまして日程第10、協議3「後援名義使用について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○田中教育総務課長　＜資料に基づき説明＞非公開

○打江委員長　事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

(非公開)

○打江委員長　それでは、ただ今議題となっております協議3について、事務局説明のとおり「不許可」と決めるにご異議ございませんか。

(異議なしのとき)

- 打江委員長      ご異議なしと認めます。よって、協議3について、事務局説明のとおり「不許可」と決しました。
- 打江委員長      次に、日程第11、報告2「市民海外派遣事業について」を事務局より報告願います。
- 谷口学校教育課長      <資料に基づき説明>
- 打江委員長      事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。
- 針山委員      報告なので何とも言えないんですが、船の事故もあつたりしたので少し心配しています。
- 中村教育長      決まっていることではありますが、間際まで引っ張って状況が悪ければ僕は「出すな」と言わなければならないと思っています。お金のこともあるので、海外戦略室と調整が必要ですが。
- 北村委員      隣国なので友好的にということはあるんですが、歴史認識のことなどがありますので、韓国がホームステイだと不安はあります。
- 谷口学校教育課長      今調べたところ、一日はホームステイのようです。
- 中村教育長      教育委員会の懸念は伝えさせていただきます。
- 針山委員      懸念もありますが、子ども達の交流が非常に良かったこともありました。
- 中村教育長      このままの状況が続くとは思えませんが、今の状況で決断するとしたら、駄目ということもあるかもしれません。
- 岡田委員      韓国へ行くということが来ているので、それをもらった後の親さんの反応は、子どもさんが行くと言ってもちょっと・・・といいたくなると思います。
- 針山委員      親さんからそのような意見が出てくれば、その時はその時だと思います。
- 打江委員長      それでは、次にその他に入りたいと思います。「後援名義使用について」の報告をお願いします。
- 田中教育総務課長      <資料に基づき説明>

○打江委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○打江委員長 八月のうたは後援を出すんですか。

○田中教育総務課長 以前は共催をお断りして、後援は出させていただきました。今回は最初から後援の申し出があり、許可をしたものです。

○打江委員長 それでは質疑を終結します。その他何かありますか。

○中村教育長 (教育委員会制度改革等について資料に基づき説明)

○打江委員長 次に、次回5月定例会の開催日時を確認したいと思います。

【5月29日 午後 1時30分】

○打江委員長 次回5月定例会を5月29日(木)午後1時30分からといたします。

○打江委員長 それでは以上を持ちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、平成26年度第1回高山市教育委員会を閉会いたします。

(午後5時10分閉会)